

(様式 4)

AAR 発第 11066 号
平成 23 年 12 月 27 日

在ラオス人民民主共和国日本国大使館
特命全権大使 横田順子殿

特定非営利活動法人 難民を助ける会
理事長 長(志邨)有紀枝 一印

日本 NGO 連携無償資金協力事業
完了報告書

平成 22 年 7 月 29 日付日本 NGO 連携無償資金協力贈与契約に基づく「シェンクワン県におけるクラスター爆弾を含む不発弾被害者支援事業」(第 1 期))が、平成 23 年 9 月 30 日をもって完了いたしましたので、関係書類を添え、下記のとおり報告いたします。

記

1. 事業の実施期間：平成 22 年 9 月 1 日 ～ 平成 23 年 9 月 30 日

2. 事業の実施成果(要約)：

(1)事業概要

本事業は、ラオスにおいて最も不発弾被害の多いとされるシェンクワン県のペック郡とパーサイ郡の 2 郡において、不発弾事故の被害者に対する緊急医療体制を強化するものである。対象 2 郡の村落保健ボランティアの応急処置に関する能力を向上させるために、計 140 名を対象として、不発弾事故直後の応急処置に関する研修を開催し、応急処置に関する冊子と救急キットを供与した。

(2)事業の成果と達成度

①研修教材の作成

2011 年 5 月までに、不発弾事故後の応急処置を主な内容とした村落保健ボランティア向けの冊子 230 部を作成・印刷した。20 ページからなる同冊子では、ラオス語を母国語としない民族の村落保健ボランティアも理解しやすいようにイラストを多く用いて、応急処置の手技や搬送時の注意点などを説明している。

②講師のための研修(ToT 研修)の開催

村落保健ボランティアの講師を担当することになる、郡病院の医師や看護師 7 名を対象に講師のための研修「Training of Trainers (ToT)」を開催した。県病院の医師と看護師、県保健局の研修担当者、ならびに不発弾の撤去を行う団体 UXO-Lao の医療班長が講師となり、参加者は、不発弾の危険性や不発弾によって負うケガの特徴、止血法や心肺蘇生法などの応急処置を学んだ。本研修では、応急処置の知識と技術だけではなく、講義の組み立て方や教材の使い方、教授法などについて、講義やグループワーク、演習を通して学んだ。

③村落保健ボランティア向けの応急処置研修の開催

上述の ToT 研修を受講した郡病院の医師及び看護師 7 名が講師となり、対象 2 郡の 140 名の村落保健ボランティアに、応急処置や不発弾の危険性、「村の救急車両ドライバー」制度などに関する研修を

2 日間の日程で実施した。村落保健ボランティア全 140 名を村や地域ごとに 8 名から 26 名に分けて、それぞれ最も集まりやすい場所を選定し、パーサイ郡で 3 回、ペック郡では 6 回の研修を実施した。また、研修前と後にテストを実施し、参加者の理解度を測った。

④村人向けワークショップの開催

平成 23 年 8 月 2 日付で変更申請を提出し、8 月 5 日付でご承認をいただいた通り、現地スタッフの雇用に当初の予定より時間を要したこと、また悪天候の影響もあり、事業期間を 1 カ月延長し、村人向けワークショップの開催を予定していた 2 郡 20 村から 1 郡 2 村へ変更した。

パーサイ郡の 2 村(ハイ村とナムカ村)で、不発弾の事故が起きた際に、村落保健ボランティア以外の村人も協力して対応できるように村人向けのワークショップを開催した。劇やゲームを交えて、不発弾の事故を回避する方法や応急処置の流れについて説明し、2 村で合計 100 名以上の村人が参加した。また、不発弾の事故が発生した際に、効率よく搬送できるように事前にドライバーを決めておく「村の救急車両ドライバー」を選定したが、本事業の研修を開始してから村落保健ボランティアの村では不発弾被害がなかったため、実際に活用された事例は報告されていない。

(3)自己評価

①妥当性

ラオス政府の不発弾対策中心組織である国家監督機関(National Regulatory Authority: NRA)が作成した被害者支援ユニット戦略計画案には、救急医療体制の強化が大きな柱のひとつとして掲げられており、本事業の目指す効果はこの被害者支援計画に沿うものである。

本事業活動地のシェンクワン県は、ラオス内で最も不発弾被害の多い地域であるが、公的な医療設備や救急搬送体制が十分に整備されていない。県内の各村の村落保健ボランティアを対象に、不発弾や応急処置に関する研修を提供し、処置に必要な不可欠な救急キットを配付することによって、村落保健ボランティアの知識・技術の向上を図り、村レベルでの救急医療体制の強化を図る本事業は、不発弾事故に遭う可能性の高い地域住民のニーズに合致しているといえる。

②効率性

ToT 研修を終了した郡病院の医師と看護師が村落保健ボランティアの研修を行ったことから、研修中に対話が生まれ、信頼醸成に繋がった。また、複数の村から村落保健ボランティアが集まったことで、今後の有事の際に協力を得やすい関係構築の一助とすることもできた。

研修場所については、村落保健ボランティアが最も利用しやすい、村の集会場や寺を研修場所に選定するなど、人件費や交通費等を削減することで費用対効果の高い事業になるように努めた。

村人向けのワークショップは、劇やゲームを交えて、不発弾の事故を回避する方法や応急処置の流れについて説明した。第 1 期に研修を開催できなかった 2 郡 18 村については、第 2 期に研修を開催する。また、2 郡 18 村の村落保健ボランティアが村での集会等で村人に応急処置に関する講習を実施するよう呼びかけている。

③有効性

村落保健ボランティア研修後に実施した事後テストでは、平均 90%の正答率が得られ、参加者が研修内容をよく理解したことが明らかとなった。研修後の聞き取り調査では、村落保健ボランティアのほぼ全員が、研修参加者全員に配付された応急処置に関する冊子を研修後も読み直し復習していると回答し、本事業で作成した冊子が習得した知識と技術の定着のために活用されていることが確認できた。村落保健ボランティアが、過去の被害者の怪我の状況を確認するために自宅を訪問する回数が増加し、応急処置にとどまらず、継続的な支援を積極的に実施していることも、本事業の有効性を示すといえる。

対象 2 郡に登録されている村落保健ボランティア 154 名の 9 割以上にあたる 140 名が本事業の応急処置研修を受講したが、悪天候により、村から研修会場へのアクセスが困難となったため、14 名の村落保健ボランティアは参加できなかった。これら 14 名の村落保健ボランティアについては、第 2 期以降に、郡病院の医師・看護師が適宜フォローアップを行う。

④インパクト

第1期の研修終了後、研修を実施した村においては、不発弾の事故は幸いにも発生していないが、本事業の研修を修了した村落保健ボランティアが配付された救急キットの備品を用いて、切り傷を負った村人に対して正しい止血と包帯法を実践した事例が報告されている。また、研修を修了した村落保健ボランティアの大半が、研修で習得した知識を村人に普及するため、配付したパンフレットを用いて村の集会などで応急処置に関する説明を行い、啓発活動に取り組んでいる。村落保健ボランティアによるこれらの地道な取り組みは、地域を主体とした救急医療体制の確立につながっているものといえる。

⑤自立発展性

村落保健ボランティアは村人に対し、継続的に応急処置に関する啓発を行い、配付した冊子を研修後も読み返すなど、習得した知識と技術の定着のために自主的な努力を続けている。

また、村落保健ボランティアは、薬を定期的に補充する薬箱制度を利用して救急キット内の備品を補充・管理できていることが確認されており、持続的な補充システムが機能している。

不発弾事故後の応急処置や教授法に関する知識と技術を習得した対象2郡の郡病院関係者計7名は、その後の講師として応急処置研修の実践、講義準備や研修の予算管理などに参加することで研修運営能力を養った。今後、彼ら独自で研修を運営、実践するための基盤づくりに寄与したと言える。

(4) 今後の方針

本事業では、ToT研修を受けた病院関係者自らが村落保健ボランティア研修を実施するという体制を構築した。本事業期間中に確認できた、村落保健ボランティアや病院関係者らの高い学習意欲や積極性、また本事業の実施からの学びも活かし、第2期では、研修を提供する対象郡の拡大や、新たにヘルスセンター看護師への支援も加え、ラオス国における不発弾被害を削減するための取り組みをさらに強化してゆく。

3. 日本NGO連携無償資金精算額: 214,697 米ドル
(契約額(供与限度額)と同額)

4. 会計報告(事業資金収支表、資金使用明細書、支払証拠書オリジナル(注:オリジナルは精算の後、返送いたします)):

別紙のとおり

5. 外部監査報告書提出予定日:平成24年1月31日

【添付書類】

- ① 日本NGO連携無償資金収支表(様式4-a)
- ② 日本NGO連携無償資金使用明細書(様式3-a)
- ③ 経費支払証明(様式3-b)
- ④ 事業の成果に関する詳細報告
- ⑤ 銀行残高証明(または通帳の残高欄写し)
- ⑥ 活動内容、事業の成果がわかる写真
- ⑦ 外部監査報告書

以上